

1. 会合名	バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ (第6回)
2. 日 時	平成25年10月7日(月) 10時00分～11時10分
3. 議 案	バイナリーオプション取引に関する規則(修正案)の提示について
4. 主な内容	事務局より、バイナリーオプション取引に関する規則(修正案)を提示した後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) 【第1章 総則】 - 資料1の2ページから3ページに「ワンタッチ型商品では権利行使価格を時価に近いものとする事で、ワンタッチの可能性が高くなり、取引時間が短時間となることで射幸心を煽るのではないか」という意見については、ワンタッチ型の商品は取引期間を2時間以上設けていても、アメリカンタイプなので、条件を満たせば取引開始から2時間以内に権利行使されてペイアウトが確定することもあるが、その商品性自体が射幸心を煽ることにはならないと思う。今般の規制導入は、短期間に売買を繰り返すことができる商品性が射幸心を煽るということからスタートしており、事務局の規則案通りであれば、短期間に繰り返し判定が行われるような商品は規制される。したがって、判定期間を2時間設けたものの、たまたま取引開始から2時間以内に権利行使されることもある商品まで、規制するのは過度な規制ではないか。(委員) ⇒ 事務局案はそのような考え方を踏まえたものであり、ご指摘のようなアメリカンタイプの商品まで妨げるものではないと考える。(主査) 【第3章 投資勧誘及び顧客管理】 - バイナリーオプション取引の口座開設に際し、顧客に知識の確認テストを受けさせることを義務化するというのは、世界的

にも例を見ないルールであるとは思う。しかし、通貨関連のバイナリーオプション取引に関しては、金先協の規則で確認テストを行うことが求められており、通貨関連の規制との平仄を合わせ、確認書の徴求のみならず、確認テストの実施も義務化する方が、顧客からの理解も得られやすいのではないか。（委員）

⇒ 確認テストの実施の問題は、有価証券関連、通貨関連といったバイナリーオプション取引の枠組みの中だけで考えるか、それとも、他の有価証券関連のデリバティブ取引との比較で考えるかによって、観点が異なってくるのではないか。

本WGにおいては、顧客の理解についての確認は行うべきであるが、その手段として、確認テストを義務化するのではなく、様式や記載内容までバイナリーオプション取引特有のものとして今回新たに定める確認書を徴求する仕組みで十分であるという意見が多数であった。そのため、今回の事務局案となっている。

顧客との取引開始基準は、当然、各社の判断において定めるべきものであり、（自主規制規則に規定はないものの）信用取引の開始に際しても確認テストのようなものを行っている会社もあるようなので、有価証券関連バイナリーオプション取引においても、各社の社内規程において、確認テストを実施することを妨げるものではない。（事務局）

⇒ この点については今までの本WGにおいても議論のあったところであるが、顧客があらかじめ理解すべき事項を記載した取引説明書を交付し、十分に説明したうえで、その内容を理解したことを確認する確認書を徴求することをもって、説明義務を果たしたことを担保するという考え方に、本WGにおいてまとまったため、この事務局案となっている。顧客に対して説明すべき事項は確認書に取り込むべきであるというのが、規則案の考え方である。

基本的にネットを通じた取引においては、顧客が自らの意思で口座を開設し、顧客に説明しなければならない取引の内容については業者から事前に示され、顧客はその内容を理解したうえで自己責任において取引を行うと整理してきた。したがって、そのような手続きを通じて行われた取引によって損害が発生しても、それは顧客の自己責任であるということが前提である。

	今後、環境の変化によって、顧客が理解したことについての確認については、形式的な手段ではなく、もっと実質的な手段で実施すべきといった考え方も強くなるかもしれない。そのときには、バイナリーオプション取引だけではなく、インターネットを通じた全ての金融商品取引について、新たな対応を考えなければならないということになる。しかし、今はまだその段階ではなく、確認テスト実施の義務化までの必要はないというのが、多くの委員の意見であったと思う。（主査） ・ 通貨関連の同取引の開始に際して、顧客が行う確認テストについては、金先協のＨＰに 100 問の例題が示されている。顧客は、例題を読んで知識を深めたうえで、業者側より提示された問題に対し、回答を行えば良いといったテストである。業者としては、このようなテストが必ずしも必要とは思っていないが、同一の商品において自主規制団体によって規制が異なってもよいのかという懸念がある。（委員） ⇒ 通貨関連の同取引に係る確認テストは先進的な取組みであると認識しており、そういった取組みの成果を検証できるものも出てきた場合には、日証協が取り入れるべきところは取り入れるべきであるが、現時点ではその段階にはないと考えており、事務局案どおりとする。（主査）
5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 公社債・金融商品部（金融商品担当） （０３－３６６７－８５１６）